

障害者等減免対象一覧

手帳の種類		障害の級別(障害の程度)	
身体障害者手帳	視覚	1級から3級までの各級又は4級の1(4級のうち両眼の視力の和が0.09~0.12)	
	聴覚	2級または3級	
	平衡機能	3級	
	音声機能又は言語機能	3級(こう頭が摘出された場合に限る)	
	上肢	1級または2級	
	下肢	1級から6級までの各級	
	体幹	1級から3級までの各級または5級	
	乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能	上肢	1級又は2級
		下肢	1級から6級までの各級
	心臓機能	1級または3級	
	腎臓機能	1級または3級	
	呼吸器機能	1級または3級	
	ぼうこう又は直腸の機能	1級または3級	
	小腸の機能	1級または3級	
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能	1級から3級までの各級		
肝臓機能 ※	1級から3級までの各級		
戦傷病者手帳		恩給法に定める障害の程度で、減免の範囲が定められています。詳細については自動車税事務所へ直接お尋ねください。	
療育手帳		㊤及び A	
精神障害者保健福祉手帳		1級(自立支援医療費受給者証等により通院の事実が確認できる者に限る。)	

(注)障害者名が「半身不随」の場合や複数の障害がある場合は、障害の区分ごとの級(上肢〇級 下肢〇級など)を確認します。

例えば、障害名が「左上下肢機能障害」の「3級」であっても、これを個別に確認して上肢4級・下肢7級である場合には、減免の対象となりません。